

# 第 158 回八王子市青少年問題協議会会議録

開催日 : 平成 31 年 (2019 年) 2 月 21 日 (木)

開催場所 : 八王子市役所 801 会議室

## 【出席者】

八王子市長	石森 孝志	会長
八王子市青少年対策地区委員会連絡会代表	中原 教智	副会長
八王子市議会議長	伊藤 裕司	委員
八王子市議会文教経済委員会委員長	渡口 禎	委員
八王子市議会厚生委員会委員長	小林 裕恵	委員
八王子地区保護司会代表	内田 實	委員
八王子市内私立中学高等学校校長代表	金子 重雄	委員
八王子市立中学校長会代表	清水 和彦	委員
八王子市公立小学校長会代表	春田 道宏	委員
八王子市立中学校 PTA 連合会代表	久保 淳	委員
八王子市立小学校 PTA 連合会代表	川島 弘嗣	委員
八王子市教育委員会教育長	安間 英潮	委員
八王子警察署長	古宮 伸浩	委員
高尾警察署長	水落 豊蔵	委員
南大沢警察署長	大嶺 忍	委員
東京保護観察所立川支部統括保護観察官	西平 俊秀	(代理)
多摩少年院長	曾和 浩	(代理)
八王子少年鑑別所長	東山 哲也	(代理)
八王子市生活安全部長	大野 哲宏	委員
八王子市健康部長	原田 美江子	委員
八王子市子ども家庭部長	豊田 聡	委員

出席 21 名

### (事務局)

八王子市子ども家庭部児童青少年課長	小池 靖信
八王子市子ども家庭部児童青少年課	溝呂木、松日樂、馬場、川口

### (八王子市教育委員会)

学校教育部長	設樂 恵
指導担当部長	斉藤 郁央

## 【 次 第 】

### 1 開 会

### 2 委員紹介

### 3 副会長互選

### 4 議 事

#### (1) 協議事項

ア 八王子市青少年健全育成基本方針 平成 30 年度重点目標

「みんなでつないでいこう 思いやりの心」(いじめ対策)に関する取組について

イ 八王子市青少年健全育成基本方針 平成 31 年度重点目標について

ウ 平成 31 年度 八王子市青少年健全育成推進区域の指定について

エ 平成 31 年度 「八王子市青少年健全育成基本方針の策定等に係る検討会」の検討事項(案)について

#### (2) 報告事項

平成 30 年度 青少年健全育成事業について

#### (3) 意見交換

いじめ対策について

#### (4) 情報交換

ア 少年非行の現状及び最近の動向について

イ 地方再犯防止推進計画について

ウ 八王子少年鑑別所の移転について

エ 中学生ミーティングについて

オ その他

### 5 閉 会

## 【 配付資料 】

第 158 回 八王子市青少年問題協議会次第

資料 1 八王子市青少年健全育成基本方針 平成 30 年度重点目標

「みんなでつないでいこう 思いやりの心」(いじめ対策)に関する取組について

資料 2 八王子市青少年健全育成基本方針 平成 31 年度重点目標について

資料 3 平成 31 年度 八王子市青少年健全育成推進区域の指定について

資料 4 平成 31 年度「八王子市青少年健全育成基本方針の策定等に係る検討会」の検討事項(案)について

資料 5 平成 30 年度 青少年健全育成事業について(報告)

資料 6 いじめ問題への緊急対策に関する資料

資料 7 八王子法務少年支援センターに関する資料

資料 8 第四回中学生ミーティング参加者アンケート

別紙 1 青少年健全育成基本方針 平成 31 年度(2019 年度)重点目標 リーフレット(案)

別紙 2 八王子市青少年健全育成基本方針 平成 30 年度重点目標「みんなでつないでいこう 思いやりの心」に関する取組について(各機関・団体からの回答一覧)

## 【 議事要点 】

### 1 開会

#### 【会長挨拶】

本日は、ご多用のところ、本協議会にご出席いただきありがとうございます。また、日頃より、委員の皆様には、本市の未来を担う子どもたちの健全育成に、多大なご尽力をいただき深くお礼申し上げます。

最近の青少年問題については、虐待やいじめが非常に多発しており、連日のように事件が報道されている状況にあります。八王子市においては、平成 29 年 4 月に「いじめを許さないまち八王子条例」を制定し、子どもから大人を含めてまち全体でいじめを防止していかうという取組がスタートしたところではありますが、残念ながら昨年は、いじめによる自殺者、中学生が亡くなるという事件が起きてしまいました。第三者委員会において調査を継続して行っているところでございます。

一方で虐待についても、日本各地で多発している現状にあります。先日は、野田市で大人に助けを求めたにも関わらず、残念ながら父親の手によって殺害されるという事件もありました。どこかで止めることができたのではないかと悔やまれる事件でございました。いずれにしてもこうした事件は早期発見、早期対応を各機関で連携しながら、進めていくことで事件を防ぐことができると感じています。

引き続き皆様には様々なご支援をご頂戴できればと思っております。本日は、そのような状況も踏まえていじめ対策につきまして、ご討議いただくという会になっています。

大事な子どもたちのために忌憚のないご意見を賜りますように心からお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

### 2 委員紹介

### 3 副会長互選

#### 《事務局》

- ・ これまで副会長は青少年対策地区委員会連絡会代表の中原委員に勤めていただいていたが、昨年任期が終了した。
- ・ 今回、新たに副会長を互選する必要がある。委員の皆様から、どなたか推薦はあるか。

#### 《八王子地区保護司会代表》

- ・ 引き続き、青少対の代表の中原委員に担っていただくのが適任だと思う。

#### 《事務局》

- ・ 委員の皆様いかがか。

#### 《各委員》

- ・ 異議なし。

#### 《事務局》

- ・ 中原委員いかがか。

《八王子市青少年対策地区委員会連絡会代表》

- ・ 謹んでお受けする。

《事務局》

- ・ それでは、副会長は、青少年対策地区委員会連絡会代表の中原委員に決定する。
- ・ 中原副会長に一言挨拶をお願いします。

《八王子市青少年対策地区委員会連絡会代表》

- ・ 今年度は非常に委員の皆様にも恵まれ、検討会では、活発な意見のもと、重点目標のリーフレット等の検討をすることができた。本日の会もどうぞ、よろしくお願いいたします。

#### 【決定事項】

**「八王子市青少年問題協議会 副会長」を青少年対策地区委員会連絡会代表の中原委員に決定**

## 4 議 事

### (1) 協議事項

ア 八王子市青少年健全育成基本方針 平成 30 年度重点目標

「みんなでつないでいこう 思いやりの心」（いじめ対策）に関する取組について 資料 1

【事務局説明】

- ・ 取組についての照会は、254 の機関・団体へ事務局より行い、その結果、254 箇所から回答を得た。回答率は 100%となっている。取組数は 1,190 件であり、昨年とほぼ同数である。

〈小学校の取組について〉

- ・ 70 校から 453 の取組について回答を得た。
- ・ あいさつ運動や異学年交流はほぼ全校で実施
- ・ 世代間交流も多い。
- ・ スマホやいじめなどについて児童同士が話し合う授業の実施
- ・ ふれあい月間におけるアンケート調査や個別面談は全校で実施

〈中学校の取組について〉

- ・ 38 校から 218 の取組について回答を得た。
- ・ 「清掃活動」は全校、「あいさつ運動」はほぼ全校で実施
- ・ 生徒会を中心に生徒が企画・実行している事業も多い。
- ・ 道徳の授業やスマホ・ネットに係るセーフティ教室の実施
- ・ 生徒と保護者・地域の方が意見交換する公開講座の実施
- ・ アンケート調査や個別面談については、全校で実施

#### 〈青少年対策地区委員会、小・中学校 PTA 連合会の取組について〉

- ・ 39 団体から 181 の取組について回答を得た。
- ・ 中学生がボランティアや実行委員として活動した行事が多かった。
- ・ 「思いやりの心の育み」をテーマとした標語募集事業も多数

#### 〈学童保育所の取組について〉

- ・ 85 施設から 252 の取組について回答を得た。
- ・ 言葉の使い方やあいさつの指導などを通じ、相手を思いやる行動が見られるようになってきている。
- ・ 異年齢交流が多い。

#### 〈児童館の取組について〉

- ・ 12 施設から 61 の取組について回答を得た。
- ・ 子どもたちに職業体験の機会を作る事業の実施
- ・ 乳幼児とのふれあい活動の実施
- ・ キャンプなどで高校生・大学生が指導者として活動する、異年齢交流の機会を多く作っている。

#### 〈関係所管（10 所管）の取組について〉

- ・ 10 所管から 25 の取組について回答を得た。
- ・ 市民団体や企業との連携
- ・ 子どもたちの参加や参画を促進した事業の実施

#### 〈各関係機関・団体ごとの特色ある取組として紹介した事業〉

（資料1 6、7頁の表のうち、以下の事業について説明）

- ・ 道徳授業地区公開講座（第四小学校）
- ・ ふわふわ言葉・チクチク言葉（第七小学校）
- ・ 地域と学校を結ぶプラスバンド部の活動（清水小学校）
- ・ 小中一貫あいさつ運動（松木中学校）
- ・ スポーツ大会（グランドゴルフ）（青少年対策ひよどり山地区委員会）
- ・ 良いことポイント（第九小学童保育所）

#### 《会長》

- ・ 事務局から「八王子市 青少年健全育成基本方針 平成 30 年度 重点目標」に対する各機関・団体の取組について説明があった。
- ・ ご意見・ご質問等はいかがか。

#### 【質疑応答】

特になし

#### 《会長》

- ・ 「八王子市 青少年健全育成基本方針 平成 30 年度 重点目標」に関して、学校・地域・

行政機関が地域の実情にあった様々な取組を実施していることを確認した。

- ・ 本協議会としては、「いじめ対策の基本として、今後も引き続き、全市一体となって、「思いやりの心」の育みを展開していく」としてよろしいか。

《各委員》

- ・ 異議なし。

**【決定事項】**

**青少年問題協議会として取組内容について了承。**

イ 八王子市青少年健全育成基本方針 平成 31 年度重点目標について

資料 2

【事務局説明】

1 重点目標について

- ・ 重点目標とは、「青少年健全育成基本方針」に基づき、青少年を取り巻く様々な課題を踏まえ、健全育成の推進に向けて、毎年、全市的な取組指針として定めている目標である。平成 30 年度は「みんなでつないでいこう 思いやりの心」を重点目標として掲げている。

2 平成 31 年度重点目標（案）について

(1) 重点目標

- ・ 「検討会」の検討を踏まえ、平成 30 年度と同様に「みんなでつないでいこう 思いやりの心」を重点目標に提案する。

(2) 重点目標とする理由

- ・ 重点目標とは、「青少年健全育成基本方針」に基づき、青少年を取り巻く様々な課題を踏まえ、健全育成の推進に向けて、毎年、全市的な取組指針として定めている目標である。
- ・ 以前からの検討内容から、継続した目標の方が効果があがる、と考えられる。
- ・ また、いじめや暴力など子どもたちを取り巻く環境はますます深刻化し、小中学生にも、スマホや SNS が普及し、気づかないうちに相手を傷つけたり、知らない人にだまされたり、被害に遭うといったトラブルの原因にもなっている。
- ・ 子どもは本来、成長過程において、人との関わりの中で自分の思いを表現していくことや「思いやりの心」の大切さを学びながら、コミュニケーション力を身に付けていくものであることなどがあげられた。
- ・ 家庭・学校・地域と協力しながら、今年度も引き続き「思いやりの心」の育みを、いじめやネットトラブルへの具体的取組の要となる大切な教育として重点目標に据え全市的に取り組んでいくことがふさわしいと考える。

(3) 重点目標 リーフレットの構成

- ・ 3つの行動指針は、「青少年健全育成基本方針」及びそれに基づく「重点目標」を踏まえ、「家庭」・「学校」・「地域」で取り組む平成 31 年度の重点的な行動指針となっている。

#### (4) リーフレットの配布

- ・ リーフレットは、「平成 31 年度青少年健全育成基本方針 重点目標及び行動指針」を広く周知し、取組を推進するために、4 月初旬に配付する。

#### (5) リーフレットにおける留意点等

- ・ リーフレットは基本的には、健全育成に携わる大人向けに記載している。
- ・ ただし、小・中学校の全児童・生徒に配布するので、子どもたちが読むという視点も考慮し、記載・レイアウトを工夫している。
- ・ 31 年度は、「いじめ」に関する著書を引用し、冒頭をインパクトのある出だしにすると共に、家庭での取り組みは、教育委員会の「いえいく」に沿った考え方とした。
- ・ また、リーフレットには、子どもたちとの会話を促すきっかけづくりや、大人自身が自分自身の行動を振り返る内容とする等を目的としている。

### 3 リーフレットの記載内容について

#### (1) 導入部分・総論について

- ・ まず、1 頁目。総論部分。ここでは、荻上(おぎうえ)チキ氏の「いじめを生む教室」から一部抜粋し、「どの環境を改善すればいじめを抑制できるのか」そして、「人は環境で変わる。それは子どもも同じこと。」と書かれてる。子どもは成長過程において、人との関わりの中で、自分の思いを表現していくことや「思いやりの心」の大切さを学びながら、コミュニケーション力を身に付けていくものである。
- ・ そのために、市としての、家庭の役割、地域の役割の考え方を示し、「いじめ」をなくすためには「思いやり」こそが要であり、「思いやりの心」の育みを重点目標に据え、その大切さを子どもたちにしっかり伝えるため、家庭・学校・地域と協力しながら支えていきたいと記載している。

#### (2) つながり、ひろがる、思いやりのところについて

- ・ 「つながり、ひろがる思いやりの心」では、平成 30 年度八王子市青少年健全育成推進区域である横川地区の取組を青少年対策横川地区委員会の吉村会長に伺い、記載している。

#### (3) 行動指針 1 「みんなで育てよう はちおうじっ子」について

- ・ ここでは、教育委員会と同じ考え方をしたほうが良いと考え、家庭教育である「いえいく」の平成 31 年度から使用するパンフレットに合わせ、その内容がイメージできるように作成している。
- ・ 挿絵も「いえいく」のロゴを使用し、子どもたちへの接し方などを、わかりやすく簡条書きにし、取り組みやすいように記載している。
- ・ また、「子育てに悩んだら」では、PTA 活動や地域活動を紹介し、子育てを応援する取組がたくさんあるので、参加してみようと呼びかけている。

#### (4) 行動指針 2 「考えよう家族みんなで スマホのルール」について

- ・ 副題にあるように、加害者にも被害者にもならないための、スマホの利用方法について、「守るためのルールづくり」をテーマに、自転車の乗り方を例に、考える内容となっている。

- ・ 子どもにスマホを待つ自覚を教え、使い方を間違えてしまうと、被害者にも加害者にもなってしまふことを伝えている。
- ・ また、重要なことは、保護者が自分自身の行動を振り返る必要があるということ。
- ・ そして、最後に、「保護者自身もスマホの使い方を見直す」この覚悟を大前提に、正しく楽しく安全にスマホを利用するためのルールを作ることができるよう、ポイントを記載している。

#### (5) 行動指針3「はちおうじっ子の声が響く、地域に広がる「あいさつ」の輪！」について

- ・ 地域活動は、「地域で子どもを見守り・育てること」などの地域づくりの発展に向けた願いが込められており、地域の活動に積極的に参加し、頼り頼られる関係を築こうと呼びかけている。
- ・ また、誰かの役に立てる喜びは、子どもたちの「やってみたい・やってみよう」につながって行く。そのためにも、地域に合ったやり方で、あいさつの輪を広げていこうと呼びかけている。

#### (7) 八王子市青少年健全育成基本方針について

- ・ 4頁、一番下の枠の部分は、次の協議事項で説明する平成31年度 八王子市 青少年健全育成推進区域（案）である。次項で協議決定頂いた場合に掲載をする。

## 4 その他

- ・ リーフレットは本日協議し、内容を確定後、4月の初旬に市内小・中学校始め、青少年健全育成団体・機関などに広く配布・啓発していく予定である。

### 《会長》

- ・ 事務局から「平成31年度 重点目標」について説明があった。これより、協議に入る。
- ・ ご意見・ご質問はいかがか。

### 《八王子市青少年対策地区委員会連絡会代表》

- ・ 「みんなでつないでいこう 思いやりの心」というところで、荻上氏の「いじめを生む教室」を引用しているが、著作権は確認していると聞いているので、よろしく願いしたい。

### 《八王子市立中学校 PTA 連合会代表》

- ・ 中学校 PTA 連合会の代表として参加した。特にスマホについて、子どもたちにスマホを持たせる親へ語りかける内容となっている。また、若い保護者もいるため、文章を読みやすくするという心を心がけて検討させていただいた。こういった形で子どもたちにスマホを持たせていくか軽く考えている保護者もいると感じるため、こういったリーフレットで広く知ってもらえたらと思う。

### 《八王子市青少年対策地区委員会連絡会代表》

- ・ スマホに関して、保護者、大人向けにメッセージを考えたというのは、初めてであると思う。スマホについては、保護者が意見や注意をしても説得力に欠けるということがある。スマホに夢中になっているとどうしても意見を聞けない。自分の事だけが中

心であり、子どもが真剣に悩みを訴えても大人や保護者がスマホに心を奪われていたら、子どもに伝えてあげることができないために、子どもが自分の殻に閉じこもって悩みを打ち明けること無く、過ごしてしまう。家庭崩壊など、会話が不要な家庭になっていってしまうのではないかと。やはり一家団らんがない世界になってしまうことがないように、今ならまだ間に合うということで、スマホについては、掲載した。

- ・ 深刻な状況にあると思う。電車に乗るとほとんどの人が寝ているか携帯を使っているか、それしかない。青少対などみんなが子どもに向けてメッセージを送ってもいいが、親が動いてくれないことには、どうにもならないということを中心に書いてある。

#### 《八王子市立小学校 PTA 連合会代表》

- ・ こうしたリーフレットを作成してもなかなか目を通してもらえないということは、課題である。私たちが講演会などを開催しても課題に感じていることである。
- ・ PTA 連合会としては組織があるので、情報をいただければ、こうした取組があるということを情報発信することもできる。私たちが上手く使っていただきたい。
- ・ 先々週、教育センターを借りて、それぞれの学校の現役の PTA の役員に集まっていたき、「どんな思いで活動しているのか」「今こういうところが難しい・楽しい」といった意見交換会をやるということで、50 人ほど集まった。2 時間のワーキング形式で行った。こうした場所に来てくれる人は意識が高い人たちではあるが、感想を聞くと「やってよかった」という話になった。まだそういう保護者もいるので、あきらめずに、そうした組織をぜひ使っていただけたらと思う。

#### 《会長》

- ・ 他になければお諮りする。
- ・ 「八王子市青少年健全育成基本方針 平成 31 年度重点目標」は、原案のとおり決定してよろしいか。

#### 《各委員》

- ・ 異議なし。

#### 《会長》

- ・ ありがとうございます。このことについては、原案のとおり決定とする。

### 【決定事項】

**「八王子市青少年健全育成基本方針 平成 31 年度重点目標」を原案のとおり決定**

#### ウ 平成 31 年度 八王子市青少年健全育成推進区域の指定について

資料 3

#### 【事務局説明】

- ・ 本市では「八王子市青少年の健全な育成環境を守る条例」第 5 条に基づき、八王子市青少年対策地区委員会 37 地区に募集を募り、申請のあった地区につき協議会での承認後、毎年指定を行っている。
- ・ 推進区域の指定は、資料には平成 6 年度から記載しているが、毎年 2 地区あるいは 1 地区ずつ指定しており、ほぼ一巡し、既に 2 回目の指定を受けている地区もある。

- ・ 指定された地区は通常の青少対活動に加え、「八王子市青少年の健全な育成環境を守る条例」第6条にある事業の中から、具体的には「子どもの主張・意見発表」「美化活動」などを実施している。
- ・ 平成31年度は、館地区から第2回の青少年対策地区委員会連絡会において立候補があり、その場で本協議会への推薦を了承いただいた。
- ・ 館地区からは主に、2つの事業が提案されている。
- ・ 1点目は、「マラソン大会」である。平成31年12月に、児童生徒の健全な育成と体力の向上を目標に、地域内にある、館小中学校、高尾山学園、横山第一小学校の3校の小学校1年生から中学3年生までを対象に、青少対地区委員・PTA・学校・全小中学生・その他地域関係者総勢300名以上で展開していく。
- ・ 2点目は、「標語募集と看板の作成」である。こちらは、7月から12月の間に、地域環境浄化のための標語を児童生徒から募集し、優秀作については看板を作成し、地域に披露する予定である。
- ・ 児童生徒の健全育成のための啓発と普及を青少対地区委員・PTA・学校関係・町会が一丸となって目指していく。
- ・ なお、「青少年対策地区委員会連絡会」では、館地区の事業内容及び平成6年以降の状況を検討し、この度、推薦することを決定したものである。

《会長》

- ・ ご意見・ご質問はいかがか。

【質疑応答】

特になし

《会長》

- ・ それではお諮りする。
- ・ 「平成31年度八王子市青少年健全育成推進区域の指定について」は、原案どおり決定してよろしいか。

《各委員》

- ・ 異議なし。

《会長》

- ・ ありがとうございます。このことについては、原案のとおり決定とする。

【決定事項】

「平成31年度 八王子市青少年健全育成推進区域」を原案のとおり決定

エ 平成31年度「八王子市青少年健全育成基本方針の策定等に係る検討会」の検討事項(案)について 資料4

【事務局説明】

- ・ 「青少年問題協議会による青少年健全育成基本方針の策定等に係る検討会設置要綱」に基づき、「平成31年度青少年問題協議会検討会の検討事項」について、提案する。
- ・ 「1 八王子市青少年健全育成基本方針 平成31年度重点目標に向けた取組」では、平成31年度重点目標の達成に向けた家庭・学校・地域・行政機関の具体的な取組状況を把握し、今後の取組における課題などについて検討していく。
- ・ 「2 八王子市青少年健全育成基本方針 平成32年度（2020年度）重点目標」では、基本方針を基に、関係団体・機関に青少年健全育成のための積極的な取組を呼びかける重点目標を定めるため、2020年度の重点目標を協議・検討していく。
- ・ 「3 平成32年度八王子市青少年健全育成推進区域」については、「八王子市青少年の健全な育成環境を守る条例」第5条により指定する標記区域について協議・検討していく。
- ・ 最後に、その他といたしまして、青少年に関する諸課題の報告・専門的見地による情報交換により、関係機関等との連携・協力の円滑化を図っていく。

《会長》

- ・ 事務局から「平成31年度 八王子市 青少年問題協議会 検討会」の検討事項（案）について、提案があった。
- ・ ご意見・ご質問はいかがか。

【質疑応答】

特になし

《会長》

- ・ それではお諮りする。
- ・ 「平成31年度 八王子市青少年問題協議会検討会の検討事項について」は、原案どおり決定してよろしいか。

《各委員》

- ・ 異議なし。

《会長》

- ・ ありがとうございます。このことについては、原案のとおり決定とする。

【決定事項】

「平成31年度 八王子市青少年問題協議会検討会の検討事項」を原案のとおり決定

## (2) 報告事項

### ア 平成 30 年度 青少年健全育成事業について

資料 5

#### 【事務局説明】

#### 1 青少年対策地区委員会活動について

- ・ 青少年対策地区委員会は、中学校区を単位とした 37 の地区委員会がある。1 地区あたり 40～120 名程度の委員がおり、全体では約 2,640 名の方が活動を行っている。学校及び P T A、町会、民生児童委員、保護司、青少年育成指導員など地域に密着した方々により構成されており、「その地区の実情に合った青少年の健全育成に資する活動」を行っていただいている。
- ・ 平成 30 年度の主な活動としては、3 つある。
- ・ 1 つ目は、社会環境の浄化活動。あいさつ運動、パトロール、スマートフォン・携帯電話関連講演会などを行った。
- ・ 2 つ目は、青少年健全育成活動として、ロードレース大会を始め、各種スポーツ大会や音楽祭、標語募集などが、実施された。
- ・ 3 つ目は、青少年の社会参加・社会貢献活動。「クリーン活動」や「防災訓練」、地区内らくがき消しなどを行った。
- ・ クリーン活動は、総勢 2 万 6,162 人の参加があり、昨年度よりも約 2,700 人の増となった。これらは、青少対及び学校が連携し、小学校の参加や回数の増加など、ご尽力いただいた結果となっている。
- ・ 平成 30 年度に推進地区の指定を受けた「横川地区」は、「あいさつ運動」、「横川祭」に取り組み、その活動内容は「平成 31 年度の重点目標のリーフレット」に掲載させていただいた。
- ・ 東京都の「地域における青少年健全育成応援事業補助金」認定事業では、今年度は、「陵南地区」と「第六地区」の 2 地区が認定され、この補助金を活用し、ジョイントコンサートやロードレース大会を行ったことで、学校への関心を高めることや地域のつながりを深めることができたと報告を受けている。
- ・ 東京都「地区委員会活動の事例調査」では、東京都が、昨年 6 月に都内全地区委員会を対象に、活動状況などを調査し、「今後の地区委員会の活動の参考に」と、まとめた調査結果報告書の中に、上柚木地区の「上柚木夏祭り」が掲載されたので、紹介させていただいた。

#### 2 青少年育成指導員活動について

- ・ 「青少年育成指導員」は、「青少年の健全な育成環境を守る条例」に規定されている、本市固有の制度となっている。青少年育成指導員は、青少年の非行化の防止のため、市から委嘱された非常勤特別職であり、平成 31 年 1 月 1 日現在、232 名の方が活動している。
- ・ 主な活動内容は 4 つある。まず、1 つ目は、巡回・指導助言活動で、青少年育成指導員の最も中心となる活動として、地域内のパトロールがある。平成 30 年 4 月～12 月までに全地区延べ 4,011 回以上実施した。夜間 9 時ごろの活動が多く、青少年に対し、指導助言や相談対応など、各関係機関と連携を図りながら実施している。
- ・ 2 つ目の活動は、青少年健全育成キャンペーン。毎年 11 月に国の「子ども・若者育成支援強調月間」並びに「児童虐待防止推進月間」に合わせて実施している。

- ・ 11月11日（日曜日）には石森市長とともに、JR八王子駅のメイン会場の他、市内各地区57か所で、また、11月17日・18日の「いちょう祭」で、ボーイスカウトなどの青少年育成団体、保護司会とも連携し、「青少年健全育成基本方針平成30年度重点目標」などを掲載した絆創膏セットを配布し、啓発した。
- ・ 3つ目は、健全育成協力店の指定活動。本市の青少年健全育成事業の趣旨に賛同いただいた店舗は551店となったが、閉店などで、昨年度に比べ加盟店が5店減少している。青少年育成指導員は、協力店への加盟促進・継続の他に、ポスターの掲示依頼や趣旨説明、また、巡回活動時の際に立ち寄り、情報交換を行うなど地域の実情にあった取組を行っている。今後も、青少年育成指導員とともに各地区に新たに開店した店舗とあわせて未加入の既存店へも加盟を呼びかけていく。
- ・ 4つ目の環境浄化の実態調査では、青少年育成指導員が年間を通して、カラオケ店など、青少年が立ち寄る特定の店舗や有害図書取扱店などについて行う4種類の調査を行っている。
- ・ まず、「アのカラオケボックス等の設置状況」では、前年度より1店舗減の、総数は22店舗となった。続いて、「イの不健全 図書等 自動販売機の設置状況」は、昨年同様、由木地区の1か所のみ。この場所の自動販売機は、青少年育成指導員の調査で、設置されなければ、いけないミラーがなかったため、東京都に調査依頼をし、都が指導員・市の立会いのもと現地調査を実施し、条例違反を確認したため、都から事業者への指導を行っていただいた。「ウのゲームセンター」につきましては、総数は1店舗減の18店舗。全店とも、深夜の入場制限の表示を、実施していた。
- ・ 続いて、「インターネットカフェの店舗数」は、昨年度同様10店舗となっている。全店とも、フィルタリング、深夜の入場制限の表示を実施していた。最後に「エの成人向け雑誌・DVD等販売状況」は、昨年度と比べ12店舗減少した。今年度も、昨年度同様、「区分陳列」並びに「掲示文書」の不備は0である。区分陳列の実施割合は、100%となっているが、各地区の青少年育成指導員の呼びかけと、「成人向け雑誌等は置かない」という事業者の方針の転換によるものである。
- ・ なお、これらの調査結果及び青少対・育成指導員の活動については、東京都青少年・治安対策本部へ情報提供し、状況改善の指導が必要な場合は、引き続き、都と連携し対応していく。

#### 《会長》

- ・ ただいまの報告について、ご意見・ご質問はいかがか。

#### 《八王子市青少年対策地区委員会連絡会代表》

- ・ 11・12頁の取組と関連して報告する。2月4日に東京都の治安対策本部主催で「東京都地域における青少年健全育成推進会議」が行われ、八王子市では、クリーン活動を通して、環境美化を盛んに行っており、いつの日かごみがゼロになる日を願って、活動をしていると報告させていただいた。また、上柚木地区の夏祭りが会議の中で東京都より紹介され、八王子はがんばっているということを報告してきた。

《八王子市議会文教経済委員会委員長》

- ・ 様々な活動をしているということがよくわかった。11 頁の「社会環境の浄化を行うための活動」で、「スマートフォン・携帯電話関連講演会の開催」とあるが、内容について分かる範囲で教えていただきたい。

《事務局》

- ・ 本日配付している「八王子市青少年健全育成基本方針 平成 30 年度重点目標に関する取り組みについて 回答一覧」の 87 頁にも掲載しているが、青少年対策七国地区において講演会としてスマートフォンやインターネットなどのコミュニケーションツールに伴うネットトラブルの状況を知り、その対処を学ぶという取組やみなみ野地区でもセーフティ教室を行うなど各地区で講演会や学習会を行っている。

《八王子市議会文教経済委員会委員長》

- ・ 事業として講演会を行っているというケースについて説明していただいたが、いじめについて、例えばラインを使った相談窓口を開設するといったことも考えていただきたい。今、電話での通話というと 1 分も満たないという状況で、ほとんどが SNS のコミュニケーションとなっている。

《八王子市議会議長》

- ・ 昨年、石川中学校で大々的に警視庁の生活安全部長が来て、学校と教育委員会と合同で中学生のスマートフォンの啓発活動を行ったという取組もあったと思う。

### (3) 意見交換「いじめ対策について」

資料 7

学校教育部長、指導担当部長より報告

《学校教育部長》

- ・ 日頃より子どもたちの安全安心、健全育成、また本市の教育の向上に多大なるご尽力をいただき、誠にありがとうございます。すでに報道等でご存知の方もいると思うが、昨年の 8 月末に発生した市立中学校生徒が電車に接触し、その後亡くなるという痛ましい事故は、法で言うところのいじめを一因とした重大事態として、現在第三者による調査組織を設置し、調査を進めているところである。調査では、客観的な事実確認と学校や教育委員会における課題や改善策について提言をもらい、再発防止に努めていくこととしている。
- ・ 本日は、第三者委員会による調査結果を待たずとも、できる改善策は速やかに講じていくとして取り組んでいるいじめ問題への緊急対策について指導担当部長より報告する。
- ・ 子どもたちを取り巻く環境はますます複雑化してきている。このいじめにおいても、家庭や地域の多くの皆様の初期の段階におけるいじめの芽への気付きや継続した見守り等が大変重要になってくる。
- ・ 平成 31 年度重点目標リーフレットにも記載のように、学校・家庭・地域・行政が共に手を携えて意欲あふれる健やかなはちおうじっ子の成長を支えていけますよう私共も精一杯取り組んで参りたいと思うので、皆様方におかれましても引き続きお力添えをお願いする。

## 《指導担当部長》

- ・ いじめ問題への緊急対策について説明させていただく。まず、今回の事故につきましては、現在第三者による調査部会が原因や背景などを慎重に調べているところであり、詳細はその報告を待つ必要がある。しかし、亡くなった生徒本人は部活動を家族旅行のために休んだことを上級生から非難され、そのことをきっかけに不登校状態となり、このトラブルを辛く、悲しいと感じていたこと、また上級生との間に SNS を通じて、厳しい言葉のやり取りが行われていたことなどが報じられている。いじめ対策推進法では、いじめの定義として「当該児童生徒等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与えるインターネットを通じて行われるものを含む行為であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものを言う」と示されている。SNS 上のことはプライベートな部分を含んでおり、今回の事故では、どのような事実があったのかまだ不明な点も多くあるが、少なくとも当該生徒が心身の苦痛を感じていたことから、教育委員会としては、法でいうところのいじめがあったとの認識でいる。今回の事故を教育委員会としては、大変重く受け止めており、打てる手は全て打つ、できることから始めるという強い決意でいじめ問題への緊急対策を進めているところである。
- ・ 資料6「市立小・中学校の管理職のみなさまへ-いじめに対する学校の責務について-」という文書をご覧いただきたい。安間教育長名で学校管理職向けに今回の事件を受け、いじめの未然防止に向けた具体的な改善策を示すと共に教育委員会としての姿勢を示したものになる。
- ・ 内容は3点ある。1点目は「いじめの認知」について。これまで学校はいじめの認知件数が多いことは、学校としてマイナスの評価になるという意識が少なからずあった。しかし学校生活の中で起きる何らかの人間関係におけるトラブル、いわゆるいじめの芽は日常的に発生するという意識を持って、それを積極的に認知し、小さい芽のうちに回収をはかることが重要であると考えている。
- ・ 2点目は、「すべての子どもに相談できる大人が一人でもいる」状態にするということ。昨年の11月に市立小・中学校の児童生徒に対して行われた調査では、小学生の約2%、中学生の約6%が相談できる大人がいないと回答している。まずは、こうした子どもたちの保護者がこの状況を知り、一番の相談者になるということが大事であるが、学校の教員もその子どもたちに関する情報を共有し、多くの教員が相談できる大人になることが重要である。さらにその子どもたちに関わる全ての大人が相談者の選択肢に加わるということが必要だと考えている。
- ・ 3点目は、学校における対応の指針を6つ示している。学校がこうした視点を共通に持ち、どの学校でも、いじめ問題に対する対応が同じように正確・迅速にできなければならないと考えている。この文書は安間教育長自らがいじめ問題への考え方について示したメッセージとも言えるものである。学校の管理職を通じて一人ひとりの教員に本文書の内容が浸透することにより各学校での確実な取組が進むものとしている。
- ・ 続いて、八王子市中学校体育連盟会長からの「適正な部活動の実施に向けて」という文書をご覧いただきたい。本市教育委員会では、昨年10月に市立中学校に関わる運動部活動の方針を示し、熱中症の対応や適切な休養日の設定等について指導したとこ

ろであるが、中体連の「私的な用事では部活動を休みにくい」という特に運動部に見られる独特な体質を改善し、勝利至上主義の過度な活動にならないように自主的にこの文書を発出し、各運動部の顧問に周知をはかっている。この文書では、部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであること、大会で勝つことのみを重視し過度な練習を強いることがないようにすることなどが記載されている。

- ・ 中学校では、部活動は生活指導の一環という考え方が一部にあり。顧問と生徒との関係、先輩と後輩との人間関係の中で厳しい規律を求めることがある。社会性を養う上で目上の立場の方に対する礼儀などを学ぶことは大切だが、行き過ぎたものにならないようにしていかなければいけない。資料では、運動部を例としてあげているが、吹奏楽部などにおける文化部においても、かなりの負担になっていると思われる活動も見られる。今後も適正な部活動の実施に向けて、学校と協議しながら改善をはかってまいりたいと考えているので、よろしく願いたい。
- ・ 次に資料の「適切な SNS の使い方に関する緊急提言」という文書をご覧いただきたい。今回の事故を受け、児童・生徒に適切な SNS の使い方を身につけさせることを目的として教育委員会と小学校 PTA 連合会、中学校 PTA 連合会の三者で協議を行った。その上で小・中学校の保護者向けに昨年 12 月 14 日付で小学校 PTA 連合会会長、中学校 PTA 連合会会長、教育委員会の連名で発出した文書である。
- ・ 特に中学校 PTA 連合会においては、これまでも中学生ミーティングの開催や冊子の発行などを通して、携帯・スマホのある生活を念頭に繰り返し啓発活動を行ってくださっている。
- ・ この文書の発出にあたっては、小学校 PTA 連合会の皆様にも全面的なご協力をいただいた。内容としては、児童・生徒にスマートフォンを持たせるにあたっては、親の責任において適切な管理を行い、子どもたちの SNS の使用状況について保護者が確認すること、その危険性について子どもたちと保護者が話し合いを持つことを緊急提言として示している。
- ・ 今回の事故に限らず、学校で確認されている人間関係のトラブルの多くは、SNS が絡んでいるというのが、実態である。以前は、いじめと言えば、無視をされる、陰で暴力を受ける、悪口を言われるなど学校内で起きている事象を指しており、教員が学級内の変化や児童・生徒の発言などに注意深く観察していれば、その兆候を見つけることができた。ところが、学校外でやり取りされている SNS 上のことは学校では、把握のできないことである。いじめは芽のうちに摘むということがいじめ問題に対応する上での鉄則であるが、SNS 上のトラブルがいじめへと発展した場合は、学校での発見が遅れ、分かった時には、もう手遅れとも言えるような厳しい状況になっていることもある。学校もセーフティ教室の実施等をとおして情報モラルの充実など指導を強めているところであるが、SNS 上のトラブルは継続して起きており、有効策を打ち出せていないということが実態である。
- ・ 平成 29 年 4 月 1 日に施行された本市の「いじめを許さないまち八王子条例」では、市民の役割として地域において子どもを見守り、子どもが安心して過ごすことができる環境づくりに努めるものとするとしている。本市の条例の趣旨を踏まえた上で、学校・保護者・地域の方だけでなく、本日お集まりいただいている関係機関の皆様方

にもこの問題に対しての課題意識を持っていただき、対応についてご協力いただければ幸いです。

- ・ こうしたいじめの緊急対策については、本日配付している「広報はちおうじの教育」の中面のコラムにまとめて記載しているので、ご覧いただきたい。この欄では、対策として7点挙げているが、本日は3項目目の「児童・生徒の状況把握」について説明する。
- ・ 2月7日に石森市長の記者会見において来年度の予算案が発表された。その中で、児童・生徒の状況把握に関し、QUの心理テストを小学校5年生、中学校2年生で全校年2回ずつ実施することを予算計上しているということを発表した。QUの心理テストというのは、児童・生徒が学校生活に関する質問に回答した結果から、学級集団の状態や一人ひとりの意欲・満足感を図るものである。2月1日に行われた加住小・中学校の研究発表会では、授業の中でこのQUの心理テストの結果を使用した実践事例なども報告された。こうした具体的な活用方法の普及・啓発をはかることにより、客観的な調査結果から学校全体で児童・生徒の状況を把握し、問題がある場合は早急に対応するということが期待される。
- ・ 今回ご説明させていただいたこと以外にもできることから始めるという意識を強く持って、いじめ問題の改善をはかっていきたいと考えているので、どうぞ、よろしくお願ひしたい。

#### 《八王子市立中学校長会代表》

- ・ 水色の表紙の「小中一貫教育における児童・生徒の心の安定を図る教育の充実」と書かれた資料の5頁をご覧いただきたい。QUテストについて記載している。私は現在加住小・中学校の校長であるが、陵南中学校にいた時からこのテストを行っている。グラフの右上の方が学校やクラスで良い気持ちで過ごしているという子どもの集まりであり、左下にいくと課題がある。学校経営上の指標として管理職が見る。調査をしていると右上から左下に落ちる子がいる。それが、その子の心を示すサインになる。調査の中でそういった子がないか見て、対応して面談を行ったりする。調査によって初期の対応がしやすく、改善できたということがある。防災・減災が大切であり、防災というのは、してはいけないという学校における教育と自分自身が嫌なことは嫌だといえるような環境づくりをしていかなければいけない。減災というのは、早期対応。早期対応ということがQUテストにあたる。
- ・ 私もいじめにあったことがある。ツイッターに学校名と名前を書かれた。校長に叱られたというような内容。非常に心が痛んだ。我々でもいじめられる。
- ・ 学校運営協議会が全校に設置されるが、学運協には保護者をつないでいただいている。
- ・ 色々な手立てを打っても、なぜそうなのか、どうしてこうなのか、要因・誘因を考える必要があり、こうしたテストを駆使して原因追究と一緒に考えて手だてを打っていく。子どもが背負っている荷物の種類と大きさの理解があつて、初めて手だてが見えてくる。子どもが背負っている荷物の種類と大きさの理解無くして、何も進まない。この荷物は親への不満であつたり、兄弟への不満であつたり、学校にあつたりする。この種類と大きさの分析をして教員として対応できなければ、地域に協力していただき、少しでも荷物を減らしていかなければいけないと感じている。原因の分析と具体的な手立てを進めないと評論で終わってしまったら、何もならないということが私の

気持ちであるし、八王子の小・中学校の校長の気持ちではないかと思う。

《八王子市立中学校 PTA 連合会代表》

- ・ いじめは保護者が気づけないといけないと感じる。保護者が気づけないところは、PTA 含め地域で気づけないといけないが、SNS など陰に隠れてしまっている。
- ・ また、学校運営協議会に報告がない。いじめによる転校者がいることも聞かないと説明してもらえなかった。情報がなければ対策ができない。聞いた情報をどうコントロールするのかという課題もあるが、まずは情報を得ないとどうすることもできない。
- ・ 私は、PTA の代表ではあるが、学運協の在り方についても考えていただけたらと思う。

《八王子市青少年対策地区委員会連絡会代表》

- ・ 私は元八小・元八中の学校運営協議会に入っており、学運協は守秘義務があるため、いじめに関しては、全て名前入りで報告をいただいている。一番疑問に感じた事案は、保護者が子どもからいじめられているということを訴えられた時に「やり返してこい」と返してしまうという報告が何件かあった。対策にならない。子どもも、やれる子と、やれない子がいる。やれないと殻に閉じこもってしまい、どうにもならない。どうやって助けていこうかということで、教員と校長先生、学運協で話し合っ、みんなで目を光らせて対応していくしかない。親がそういった状況であるとうどうにもならない。後で事態が大きくなってから、学校の責任だと言われても困る。各学校の校長先生はいじめに関して本当にシビアに件数、原因、対策を発表するように学運協では行っている。私の地域では、悪い子も多いので、その子の名前を報告していただき、学校とつながり、オープンに話をしている状態にある。青少対のメンバーが学校運営協議会に入ることによって地域の輪ができていくのかなと思う。

《会長》

- ・ 学校運営協議会によって差があるようですが、指導担当部長いかがか。

《指導担当部長》

- ・ 学校運営協議会には、設立されてから年数が経って、ある程度活動が活性化されている会と、まだ1年ほどで学校の支援のみに留まっているところがある。校長の意識が1人ひとり違うということもある。委員の方からいただいた意見も踏まえながら啓発していくことも必要かと考えている。

《八王子市議会厚生委員会委員長》

- ・ SNS といじめというのがつながっているというのが実情だと思う。SNS は年齢を越えて、地域を越えてつながっていく。小・中学校は連携が取れて上手くやっていると、中・高となった時に果たしてどのようにして連携を取って SNS やいじめの対応を行っているのか。
- ・ また、子どもが出した SOS に対する教員の対応に対して不信感をもっている方から見ると、QU テストに私もすごく期待しているものがある。分析した後の手立てが重要になるという話があったが、手立てについてもどういった手だてを考えているのか現状について教えていただきたい。

《八王子市立中学校 PTA 連合会代表》

- ・ PTA では、東京都のレベルでは幼小中高において情報共有をしている。都心で開催されている協議会などに出席している保護者同士の共有にはなってしまうが連携はしている。

《指導担当部長》

- ・ 義務教育の中学校と義務教育が終わった高校との連携というのは、大変難しいと考えている。所管が違うということもあるが、乗り越えて行かないといけないと感じているし、今回の事件でも卒業した生徒に関わることもあったため、個別に高校にも連絡し、対応している。本日の会議でも高校の代表の委員の方がいるので、こうした場を使いながら連携していくということも今後考えていかないといけないと考えている。
- ・ QU については予算化して全校で取り組んでいくが、現在すでに取り組んでいる学校もある。来年度この調査を行う前に教育委員会としても先生方を対象とした説明会を行うことを考えている。先進的に取り組んでいる学校の実践例、加住小・中学校の校長である清水委員からも報告があったように研究発表会の報告を行っている。その際に小・中学校の多くの教員が研究会に参加している。調査だけでなく、活用していくことについても指導していきたいと考えている。

《八王子市立中学校長会代表》

- ・ 中高の接続は基本的になかなか難しい。年齢的な問題もある。犯罪が起きた時の警察の対応も違う。世界が変わってしまっただけで子どもたちの発達段階も違う。子どもたちがこんなことを勉強している、学んできたということは高校に情報提供していけると私は思う。
- ・ また、私は QU テストを始めてから 9 年になる。子どもたちが自分の心を外に出せ、先生がつかんでくれるということが QU テストの最も大事なところだと思う。私の学校では、追跡も行っている。QU テストは年 3 回行うが、1 年生から結果をつないでいくと、全員が変化する時というのは、学校行事とつながる。そうした時に行事の内容をどうしたら子どもたちが喜んでくれた、満足度が高まった、これをやったら下がっている、落ちている、何かトラブルを招くようなことがあったのではないかと、いわゆる指導の振り返りという点でも教員にとっても有効なものであった。1 回のテストごとにこの子の結果は大変だということだけでなく、継続することで意味がある。指導の手立てとしての部分が大きいと思う。子どもたちが自分の心を先生方に受け止めてもらいたいというサインの早期発見につながるというのが QU テストを行い続けている理由である。

《八王子市立中学校 PTA 連合会代表》

- ・ どのくらいの間隔でテストを行っているのか。

《八王子市立中学校長会代表》

- ・ 年に 3 回である。理解して実施するようになるまでが大切である。QU テストの間にいじめ調査も行っている。その間に保護者面談、二者面談をやり意図的に計画的に親にも返していく。計画的に行わないとただの調査になり、場合によっては、学級経営

の評価材料と勘違いしてしまう。

#### 《学校教育部長》

- ・ QU テストの件であるが、これまでのいじめに関するアンケート等については、どちらかというと言葉式アンケートであった。QU テストについては、簡単な質問に答えていくことで、なかなか自分の感情を表に出せない内面的な心理面での結果が客観的に科学的な根拠に基づいて現れてくるというもので、そういう点では、5年生や中学校2年生のようになかなか自分の思いが伝えられない思春期の時期に根拠に基づいた分析結果に基づき、サインは出せないが、客観的にそういう状況だということを教員全体で共有して、その子に合った対応を個別に行っていくというところからこれまでのアンケートとは違った切り口からの発見ということにつながっていくと考えている。今後とも活用していきたいと考えている。

#### 《八王子市立小学校 PTA 連合会代表》

- ・ 昨年の事件を受けて PTA でも何かできることがあるのではないかと話をした。各地域で、青少対を中心とした標語活動はずっと行っている。そうした活動を核として、PTA だけでやるということではなく、今まで行っている活動を地道にやっつけていかなければいけないという話になった。
- ・ 講演会等であるとなかなか参加してもらえない。PTA 連合会でやっているピーポーくんキャンペーンもあるが、そのような形で子どもと親と一緒に気軽にわかりやすく参加できるものがあれば良いのではないかと話もあった。
- ・ 先ほどの学校教育部長から説明があった「法で言うところのいじめ」というものが一般の保護者には理解が得られないのかなという思いがある。一般の家庭の中でのいじめの捉え方と温度差があり、その差を埋めないと保護者の理解・協力を得るのは難しいと感じる。
- ・ 啓発活動というのは、やめてしまったら終わってしまうので、続けているからこそ現状を維持しているというのがあるかもしれない。続けて行く中で何か新しい活動も皆で行っていったら良いかなと考えている。

#### 《会長》

- ・ 貴重な御意見ありがとうございました。皆様と情報を共有すると共に、いただきましたご意見等を、今後の取組にしっかりと活かしてまいりたいと思います。

### (4) 情報交換

#### ア 少年非行の現状及び最近の動向について

【情報提供】南大沢警察署より報告

#### 《南大沢警察署長》

- ・ 昨年の都内で検挙された非行少年の数は 5,124 人、前年に比べ 516 人の減少となっている。このうち窃盗や詐欺などの刑法犯は全体の 8 割であった。
- ・ 八王子市内三署で検挙した非行少年の数は、308 人で前年に比べ、36 人減少している。この内、刑法犯で検挙された少年は 259 人、全体の 84%であった。刑法犯の中で最も多いのは窃盗、多くが万引きであるが、118 人、刑法犯で検挙された少年全体の 46%

を占めている。次に傷害で 22 人、暴行・詐欺が 17 人となっている。

- ・ また、近年、少年が振り込め詐欺に加担して受け子や出し子で検挙される事例も多くなっている。昨年は都内で 238 人の少年が検挙されている。学識別に見ると無職・有職少年が 153 人、高校生が 67 人、中学生が 4 人となっている。検挙された少年の多くが罪の意識が希薄でアルバイト感覚で加担していることから、やはり義務教育のうちから、アルバイト感覚でも犯罪になるということや先輩の誘いを断れない時には大人に相談するなど指導していく必要があると考える。
- ・ 次に、昨年、不良行為により、補導された少年については、都内で 36,205 人、前年に比べて 1,621 人減少している。このうち午後 11 時から朝方の 4 時まで理由もなく外出する深夜徘徊は全体の 66% を占めており、深夜徘徊が 24,021 人、次に喫煙が 5,055 人、風俗営業店への立ち入りが 2,917 人となっている。学識別では、高校生が全体の 70%、中学生が 15% を占めている。
- ・ 八王子三署の補導人員は昨年、1,352 人、前年に比べ 45 人増加している。このうち深夜徘徊が 986 人で全体の 73%、次に喫煙が 185 人となっている。
- ・ 続いてスマートフォンの普及による問題について報告する。現在、若者を取り巻く環境の悪化にスマートフォンが普及したことにより、SNS や無料アプリ、オンラインゲーム等の利用が進み、これらを運用する事により犯罪の被害者や加害者になるケースが増えている。昨年の 7 月に当庁で調査した結果によると、スマートフォンの保有率は中学生が 80.2%、高校生が 97.9% となっている。4 年前の平成 26 年に同じ調査をしたところ、中学生が 49.1%、高校生が 82.9% であったことを考えると利用者が急激に増加し、低年齢層にも普及が進んでいることが明らかとなっている。低年齢になればなるほど精神的にも未熟で犯罪への抵抗が弱く、犯罪に巻き込まれるケースも多くなっている。当署でも昨年、女子中学生がネットを通じて知り合った成人男性から金銭を受領し、ホテルで性交するという事例もあった。当庁の調査によると被害児童が被疑者と会った理由として金銭目的や性的関係目的が全体の 6 割となっており、これらの児童の 9 割以上が有害サイト等の閲覧を制限するフィルタリングを利用していなかったという現状にある。フィルタリングを利用することは有害情報に青少年が触れないための有用な施策であり、当庁でも広報啓発に努め、関係事業者や保護者等に対し、フィルタリングの利用を促進しているところである。
- ・ 現在、少年にとって特殊詐欺や援助交際など安易に大金が手に入る環境が身近にあり、学校の友達や先輩、SNS で知り合った人など少年の未熟さゆえにこれらの誘いを断ることができず、手を染める少年も少なくない。少年たちが一旦これらに手を染めれば、当初の悪いことという意識が薄れ、感覚が麻痺してやめられなくなるばかりか、金銭に対する感覚も麻痺し、将来通常の社会人としての生活が送れなくなってしまう可能性もある。警察としては、今後とも検挙と対策を強力に推進し、当協議会や学校、自治体、関係機関の皆様と連携を密にして青少年が健全に育つことができる環境づくりに努めていきたいと考える。

《会長》

- ・ ただいまの報告について、ご意見・ご質問はいかがか。

【質疑応答】

特になし

イ 地方再犯防止推進計画について

資料 6

【情報提供】東京保護観察所立川支部より報告。

《東京保護観察所立川支部統括保護観察官（代理）》

- ・ 地方再犯防止推進計画の策定状況について報告させていただく。まず、2017年の12月に法律に基づいて国の推進計画が策定された。そして、昨年2018年は、推進計画元年と呼ばれ、都道府県、政令指定都市を中心に計画の策定が進んできている。平成30年4月末時点では、計画策定済みの自治体は鳥取県のみであったが、その後56の都道府県、政令指定都市において協議会等が立ち上がっている。平成31年1月末時点では、計画の素案を策定して、パブリックコメントにかけているという自治体は、9団体ある。東京都については、これまでは平成30年度中の策定を目指していると聞いていたが、31年度にずれ込むことが見込まれている。
- ・ 政令指定都市以外の区市町村の策定状況について、1月上旬時点での情報になるが、計画の策定を予定している自治体は7団体ある。この中には、東京都の千代田区も含まれており、千代田区は1月にパブリックコメントを終えていることから、今年度内には、地方計画として策定されるのではないかと見込まれている。多くの政令指定都市等でこうした動きが出てきていることを考えると31年度からは、いよいよ区市町村における計画策定の動きが活発化してくるのではないかと考えられる。まずは東京都の計画がいつ頃、どのような内容で策定されるのかを注視していきたい。
- ・ 再犯防止については、国連総会で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」にうたわれている「誰一人取り残さない」社会の理念に合致するものである。2020年には国連の犯罪防止・刑事司法分野に関する会議が京都で開催されるが、この会議においても再犯防止が重要論点の一つとされている。保護観察所としては、できる限り情報提供を行い、推進計画の策定についても協力させていただきたいと考えている。引き続き、よろしくお願ひしたい。

《会長》

- ・ ただいまの報告について、ご意見・ご質問はいかがか。

【質疑応答】

特になし

ウ 八王子少年鑑別所の移転について

資料 7

【情報提供】八王子少年鑑別所より報告。

《八王子少年鑑別所長（代理）》

- ・ 当所につきましては、平成31年4月中旬に東京都昭島市の方に移転することになった。移転の経緯としては、昨年度中に八王子医療刑務所がすでに移転しており、矯正施設を集約化することによって運営を合理化するという観点から、平成31年の4月中旬に八王子市からは少年鑑別所が、府中市からは関東医療少年院と神奈川県相模原市の神奈川医療少年院が一緒になり昭島市に移転する。現在は「八王子少年鑑別所」

の名称で活動しており、地域の皆様の援助、お助けをする時に使っていた「法務少年支援センター」という名称があり、移転すると対外的にはこの名称一本で活動していくということになる。少年鑑別所であることに変わりはないが、昭島に移動したら、「東京西法務少年支援センター」という名称で活動する。これまで以上に一層地域の皆様のお役に立てるような活動を積極化していきたいと思っている。

- ・ 地域の皆様のお役に立つような活動としてどんなことをしているかという、個人からの相談としては、保護者から子どものお金の持ち出しがあった、万引きしたという相談や、スマホに依存していて注意すると怒って暴力を振るうといった相談が増えているところである。学校の先生から子どもの指導について、助言が欲しいと依頼をいただく件数も非常に増えているというような状況にある。
- ・ また、虐待やいじめの関係においては、当所はどちらかと言うと加害者の方にもう1回させないための働きかけについて、被害者の支援をしている機関と連携しながら支援をさせていただいている。被害者も色々な傷つきを抱え、飢えを抱えているので、その中の一部の方においては成長した後に加害者側になってしまうようなことも稀に起きることがあるので、そういったケースの支援をさせていただいている。
- ・ この他にe-ネットキャラバンというところで、総務省が行っている活動であるが、その講師資格を持っている職員もいるので、講演という形で話をさせていただくことも可能である。
- ・ 保護者にスマホの件でアプローチするという話が本日あったが、私たちは実務以外に研究もしており、調査研究の結果によると親のスマホに関する知識があるほど子の被害も加害も減るといような結果があった。八王子市が掲げている取組は素晴らしいと思って今日は審議を聞いていた。今日は短い時間であったが、色々な話を聞く中で八王子市の地域において、様々な課題があること、そして委員の皆様が機関において様々な素晴らしい取組をしていることを知ることができた。八王子少年鑑別所はもっと協力をしてくるべきところであったのに、力が足りなかったと思うところであり、移転に際しては、後ろ髪ひかれる思いもあるが、当所が移転しても、東京都の23区外の市町村部を担当することについては、変わらないので、少し遠くはなるが、ぜひ今後とも何かあればご相談いただきたい。また、地域でお困りの方がいれば、ご紹介いただければと思っている。少年鑑別所の塀の外の業務については、少年鑑別所が活動しているが、年齢や対象者の法的地位に関わらず支援することができるので、中学と高校との間の溝や児童相談所で年齢を超えた時、保護観察が切れた時に溝に落ちるといった話はよく聞くが、そういった問題をまたいで支援させていただくことが可能な機関である。相談も無料であるので、お困りの方がいたら、ぜひお声がけいただければと思っている。

《会長》

- ・ ただいまの報告について、ご意見・ご質問はいかがか。

【質疑応答】

特になし

## エ 中学生ミーティングについて

資料 8

【情報提供】八王子市立中学校 PTA 連合会より報告。

《八王子市立中学校 PTA 連合会代表》

- ・ 中学生ミーティングは、今年は2月9日に教育センターで行われ、昨年度は大雪で中止となったが、今年で4回目の開催となった。市内8校の子どもたちを集めて、スマホをテーマに議論した。子どもたちの現状をよく知る機会となり、私が驚いたのは、SNSで連絡するより電話で連絡する方が相手に失礼という意見があり、私たちとしては、メールやSNSで送るより電話の方が丁寧な対応かなと思っているが、子どもたちは逆に思っているというところが驚きであった。
- ・ 課題として、来場している保護者の数が少なく保護者の方にスマホを待たせる責任があるということ、いかに気付かせるかということが課題と感じている。昨年度、中学校PTA連合会では、保護者向けの啓発動画を作成し、ユーチューブに公開している。今年は子どもたち自身へ向けた動画を作成し、ユーチューブなどで公開できればと考えている。
- ・ 一つご相談であるが、先日ニュースで大阪市の教育委員会で小中学生のスマホの持ち込みを解禁し、文科省も国としてどうするか検討を開始したというニュースを聞いた。スマホのトラブルがある中で、八王子市としてどうするのか今後よく検討していただきたい。

《八王子市教育委員会教育長》

- ・ スマホの問題については、これだけ技術が進歩している以上、ある程度関わりを持たないといけない。関わりの持ち方に関する指導が重要になってくるのだろうと思っている。大阪の話の目的は、安全対策である。安全対策としてならば、その手段は様々ある。今後検討していく。単にスマホを持ってくる、持ってこないという問題ではないと考えている。連絡も取れる状態になっているのであれば必要ないと今は考えている。何のために持つのか、という点から検討していく必要がある。

《会長》

- ・ 持ち込みが禁止でなくなるとどうしても子どもたちは使うと思う。言葉で先生方が規制をするのは大変になる。

《会長》

- ・ ただいまの報告について、ご意見・ご質問はいかがか。

【質疑応答】

特になし

## オ その他

【情報提供等】

特になし

## 4 閉会